

[事案 23-215] 手術給付金支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

手術を 2 回受けたが、2 回目の手術については「60 日以内の同一部位の手術は支払非該当」として手術給付金が支払われなかったことを不服とし、手術給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 9 月に「結腸ポリペクトミー」、その 6 日後に「内視鏡的大腸ポリープ切除」の手術を行ったところ、2 回目の手術については「60 日以内の同一部位の手術は非該当」を理由に手術給付金が支払われなかった。しかし、下記の理由により 2 回目の手術についても支払ってほしい。

- (1) 1 回目は「結腸ポリペクトミー」、2 回目は「内視鏡的大腸ポリープ切除」で別の部位であり、術名や病院も異なり、「同一」とは言えない。
- (2) 2 回目の「内視鏡的大腸ポリープ切除」は、通常の内視鏡では切除出来ない、医師の予測がつかなかった手術である。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) いずれの手術も内視鏡という同一の手技で行われていることから、約款に規定する手術番号 87（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術）に該当する。
- (2) 手術番号 87 のカッコ書きにおいては、「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付」を限度とする規定があり、被保険者が受けた複数の手術において「手技」「部位」「目的」いずれも同一である場合、上記規定を適用している。
- (3) 「結腸ポリペクトミー」も「内視鏡的大腸ポリープ切除」も「内視鏡による大腸に発生したポリープの切除」であり、「手技」「部位」「目的」いずれも同一であるという要件を満たすこと、2 回の手術は 6 日間しか離れていないことから、手術給付金の支払対象となるのは 1 回目の「結腸ポリペクトミー」についてのみである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり 2 回の手術はいずれも大腸ポリープの切除を目的に、ファイバースコープという手技を用いて実施されたものであり、手術部位はいずれも大腸であることから、2 回目の手術は、大腸に対して、1 回目の手術から 60 日以内に施行された手術に該当し、手術給付金の支払対象とはならないことから、申立内容を認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立契約の手術給付特約には、手術給付金の支払対象となる手術の種類を定めた別表の

87項に、「ファイバースコープ・・・による脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）」と規定されている。（以下、下線部分を60日制限条項と称す。）

- (2) 上記約款では、手術箇所を、「脳・喉頭・胸・腹部臓器」と大まかに分類しているため、これに60日制限条項を適用すると、被保険者に不利益な結果となるため、保険会社は、社内の運用ルールにより、「手技」、「部位」、「目的」をいずれも同一とする手術についてのみ60日制限条項を適用していることが窺われる。この運用ルールは、約款の規定を被保険者に有利に運用しているものであり、合理的な内容と考えられる。
- (3) 同一の部位に当たるかどうかは、医学的な見解を基本としながら、社会通念により決する他はない。1回目の手術の対象部位は「横行結腸」である一方、本件手術に係わる診断書には「内視鏡的大腸ポリープ切除」としか記載されていないが、本件手術の対象部位は「上行結腸」であると推認され、「横行結腸」と「上行結腸」という2つの部位は、いずれも「大腸」を構成するものであり、これを同一部位として取り扱うことは、社会通念上、妥当な解釈であると考えられる。